

再犯防止対策推進会議（第4回）  
議事次第

日時：令和元年12月18日（水）  
14時00分～14時20分  
場所：総理官邸2階小ホール

1. 開会

2. 森法務大臣（議長）挨拶

3. 議事

（1）再犯の防止等に関する施策の年次報告について

（2）「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）における数値目標の達成状況について

（3）「再犯防止推進計画加速化プラン」（案）について

4. 岡田内閣官房副長官（副議長）挨拶

5. 閉会

【配布資料】

資料1 「再犯防止推進白書」について

資料2 令和元年版再犯防止推進白書（概要）

資料3 宣言「犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）の数値目標の達成状況について

資料4 再犯防止推進計画加速化プラン（案）

# 令和元年版「再犯防止推進白書」について

## 「再犯防止推進白書」について

- 「再犯防止推進白書」は、平成28年12月に成立・施行された「再犯防止推進法」に基づき、国会に提出する年次報告であり、平成30年度から作成している。
- 令和元年版「再犯防止推進白書」には、平成29年12月に閣議決定した「再犯防止推進計画」に掲げられた115の施策について、平成30年度末までに政府が講じた取組を掲載している。
- また、再犯防止施策に対する国民の理解を深めるため、民間協力者の活動を紹介する「コラム」を掲載するなど、親しみやすい白書となるようにしている。

## 令和元年版「再犯防止推進白書」の構成

- 第1章 再犯の防止等に関する施策の指標
- 第2章 就労・住居の確保等のための取組
- 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等  
のための取組
- 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等  
のための取組
- 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組
- 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組
- 特集 依存症対策

# 令和元年版 再犯防止推進白書 (概要)

令和元年12月

法 務 省

# 第1章 再犯の防止等に関する施策の指標

## ● 再犯防止推進計画に掲げられた各種指標を取りまとめ

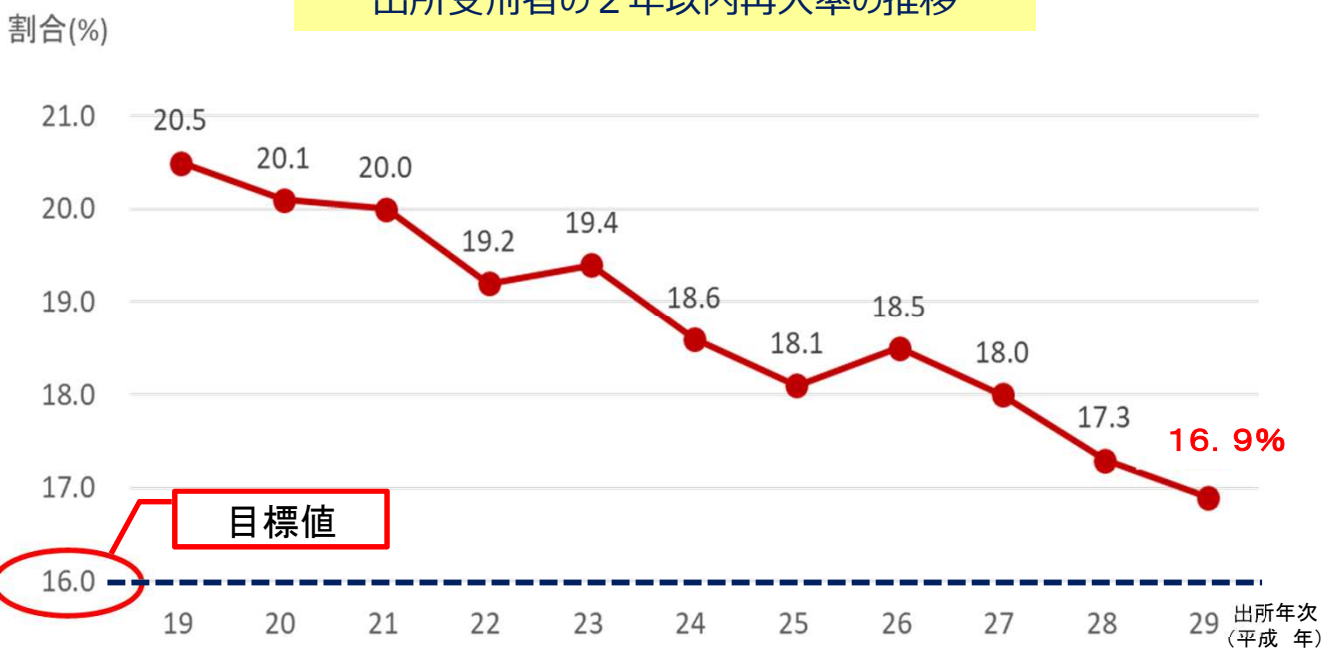
→ 出所受刑者の2年以内再入率（※）などの再犯防止関連のデータについて経年比較等している。

（※）2年以内再入率：出所年を含む2年間で受刑のため刑事施設に再入所した者の割合

「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年犯罪対策閣僚会議決定）において、「2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする」という数値目標を設定

⇒ 最新の数値（平成29年出所者の2年以内再入率）は**16.9%**と減少傾向にある。

出所受刑者の2年以内再入率の推移



(参考) 主な罪名・特性別の2年以内再入率

		覚せい剤	性犯罪	傷害・暴行	窃盗
出所年次	H25	19.5 (1,324)	9.2 (66)	16.7 (243)	23.3 (2,071)
	H26	20.7 (1,338)	8.0 (55)	16.3 (223)	23.3 (1,942)
	H27	19.2 (1,187)	6.3 (40)	16.2 (212)	23.2 (1,824)
	H28	18.7 (1,149)	8.0 (54)	16.1 (199)	22.3 (1,695)
	H29	17.3 (1,061)	8.2 (53)	15.4 (164)	22.9 (1,663)
出所(院)年次	H25	24.9 (701)	14.1 (331)	10.5 (362)	
	H26	20.4 (575)	13.5 (300)	10.4 (325)	
	H27	23.2 (669)	12.6 (284)	11.0 (316)	
	H28	20.6 (617)	14.2 (312)	10.2 (281)	
	H29	22.3 (650)	11.8 (260)	9.9 (245)	

注 ( )内は2年以内再入者(再入院者)数である。

※ 第2章～第8章では、再犯防止推進計画に掲げられた115の施策の具体的な取組を記述するとともに、関連する民間団体等と連携して実施した取組をコラムで紹介

## 第2章 就労・住居の確保等のための取組

### 就労の確保等

- **就職に向けた相談・支援等の充実**  
→総合的就労支援対策の実施、コレワークの活用
- **協力雇用主の活動に対する支援の充実**  
→協力雇用主等に対するパンフレット配布や研修  
→就労支援制度に関する実態把握  
→協力雇用主の不安・負担の軽減



矯正施設の就労支援説明会の様子

コラム：職親プロジェクトの取組

### 住居の確保等

- **更生保護施設等の一時的な居場所の充実**  
→更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実  
→自立準備ホームの確保と活用
- **地域社会における定住先の確保**  
→犯罪をした者等の公営住宅への入居における特別な配慮



更生保護施設の処遇の様子

コラム：更生保護施設の取組

## 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### 高齢者又は障害のある者等への支援等

- **関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実**  
→高齢者又は障害を有する者等に対する指導の充実  
→多機関連携による釈放後の福祉支援につなげる取組の実施
- **高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施**  
→刑事施設入所に至らなかった犯罪をした者等を福祉的支援につなげるため、刑事司法関係機関の体制を整備



農福連携による取組の様子

コラム：農福連携の取組

### 薬物依存を有する者への支援等

- **刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等**  
→矯正施設、保護観察所における再犯リスクを踏まえた薬物依存者に対する指導等の実施
- **治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実**  
→薬物依存症治療の専門医療機関の拡大  
→自助グループを含めた民間団体の活動の促進



保護観察所の薬物再乱用防止プログラムの様子（イメージ）

## 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- **児童生徒の非行の未然防止等**  
→少年鑑別所における心理相談等の実施
- **非行等による学校教育の中断の防止等**  
→矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施、指導体制の充実
- **学校や地域社会において再び学ぶための支援**  
→保護観察対象者等に対するBBS会等の民間協力者による学習支援



少年院における大学院講師による学習指導の様子

コラム：少年院と大学が連携した修学支援の取組

## 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- **適切なアセスメントの実施**  
→再犯リスク等を踏まえた的確な処遇方針の策定
- **特性に応じた効果的な指導等の充実**  
→性犯罪者・性非行少年、ストーカー加害者、暴力団関係者に対する指導体制の充実強化  
→発達上の課題を有する者、少年・若年者、女性等の抱える問題に着目した支援の充実
- **犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等**



保護観察所における社会貢献活動（花と野菜の栽培）の様子

コラム：刑事施設と地域の専門家が連携した取組  
コラム：保護観察所における社会貢献活動の取組

## 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- **民間ボランティアの活動に対する支援の充実**  
→少年警察ボランティアや更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実  
→更生保護サポートセンターの設置の推進
- **再犯防止に関する広報・啓発活動の推進**  
→“社会を明るくする運動”の推進  
→再犯防止シンポジウム等の啓発事業の実施



安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子

コラム：再犯防止を支える民間協力者の取組  
コラム：更生保護制度施行70周年  
コラム：再犯防止に協力する著名人の取組

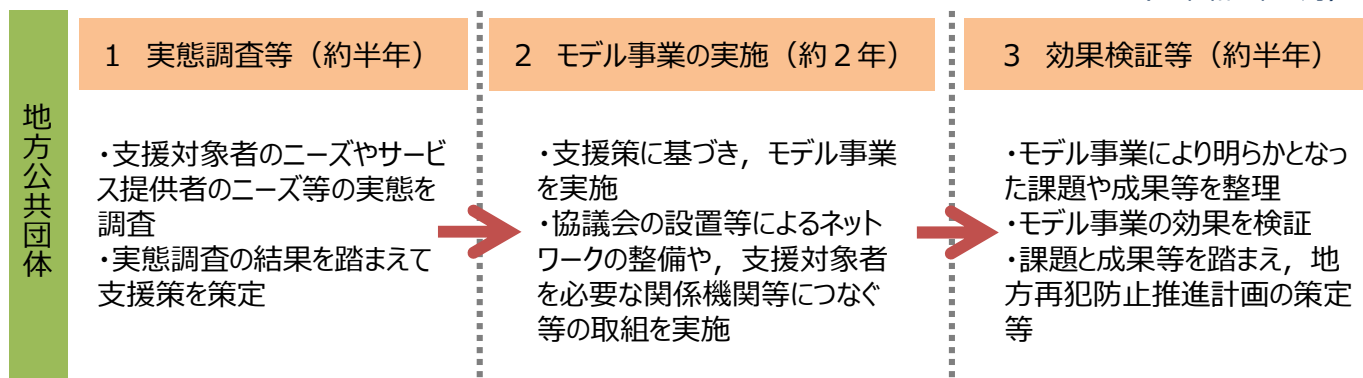
## 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

### ● 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

→地域の実情等を踏まえた地方公共団体によるモデルとなる再犯防止の取組を支援し、そこで得られた知見を全国に展開

地域再犯防止推進モデル事業（平成30年度～）

（～令和3年3月）



### ● 地方公共団体との連携の強化

→矯正施設の所在自治体や都道府県・市町村ごとの会議を開催

コラム：刑事施設における地方公共団体・民間団体と連携した取組

## 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

- 関係機関における人的体制の整備
- 関係機関の職員等に対する研修の充実等
- 矯正施設の環境整備



老朽化した刑事施設の外観の様子

## 特集 依存症対策

- 我が国における依存症の現状等
- 薬物依存症者への指導と支援
- アルコール依存症者への指導と支援
- ギャンブル等依存症者への指導と支援

・矯正施設・保護観察所における依存症の種類に応じた効果的な処遇の実施

・保健医療機関や民間団体、地方公共団体と連携した地域社会における支援・治療の継続

ダルクのグループワークの様子



刑事施設の酒害教育の様子

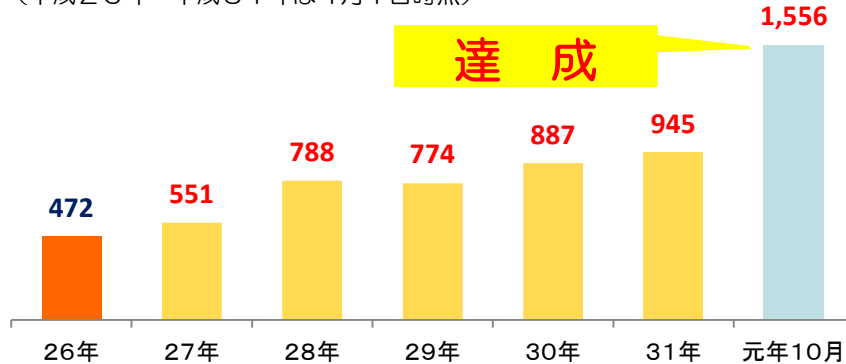
# 宣言「犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」 (平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)の数値目標の達成状況について

## ○再犯防止につながる仕事の確保

【数値目標】2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の3倍にする。

### 実際に雇用している協力雇用主数

宣言：犯罪に戻らない・戻さない 目標値：1,500(2020年まで) **3.3倍増**  
(平成26年～平成31年は4月1日時点)



#### 〈取組〉

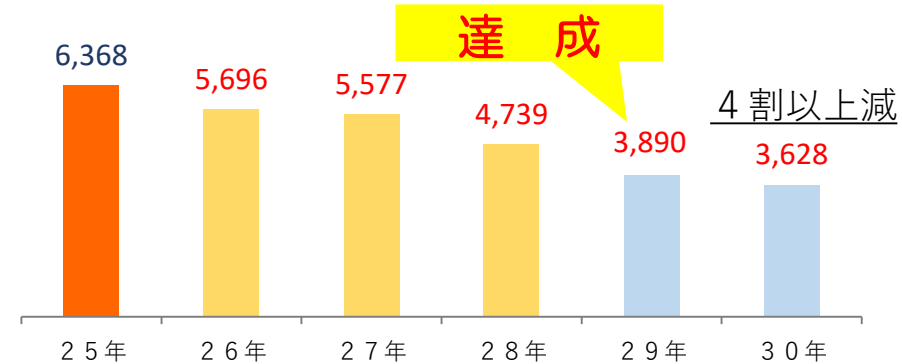
- 経済団体への働き掛け
- 保護観察所・矯正施設・公共職業安定所の連携の一層の強化
- 保護観察官・保護司による積極的な協力雇用主への働き掛け、職場定着のためのフォローアップ支援を徹底

## ○再犯防止につながる社会での居場所づくり

【数値目標】2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

### 帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数

宣言：犯罪に戻らない・戻さない 目標値：4,450人以下(2020年まで)



#### 〈取組〉

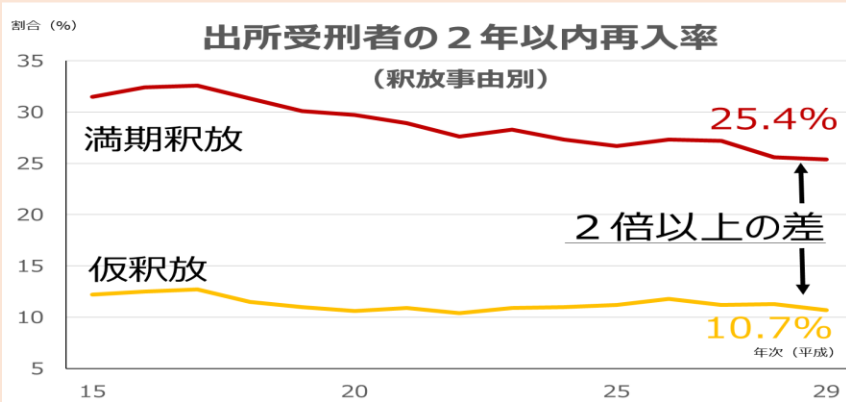
- 更生保護施設の受入れ及び処遇機能の強化
- 自立準備ホームの拡充
- 生活環境の調整による帰住先確保の充実強化



「再犯防止推進計画」（平成 2 9 年 1 2 月閣議決定、計画期間：平成 3 0 年度～令和 4 年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき 3 つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

## 1 満期釈放者対策の充実強化

### (1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

### (2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少  
 ※ 2,726人 (直近5年間の平均)  
 → 2,000人以下に減少

### (3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

## 2 地方公共団体との連携強化の推進

### (1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

### (2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援  
 ※ 策定団体数：22団体 (R1.10.1現在)

### (3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

## 3 民間協力者の活動の促進

### (1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

### (2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

## 再犯防止推進計画加速化プラン（案）

～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～

### 第1 本プランについて

政府においては、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）の策定以降、同計画に基づき、関係省庁が連携協力して再犯防止施策を推進しているところ、政府目標である出所後2年以内に再び刑事施設に入所する者の割合（2年以内再入率）が、直近の平成29年出所者において初めて17%を下回るなど、着実な成果を上げつつある。

その一方で、刑事施設内で刑期を終えて社会に復帰する満期釈放者は、出所受刑者の約4割に上るところ、その2年以内再入率は、直近の平成29年出所者において25.4%となっており、刑期終了前に社会に戻り、社会内で保護観察を受ける仮釈放者（10.7%）と比較すると、2倍以上高くなっている。「令和3年度までに2年以内再入率を16%以下にする」という政府目標を確実に達成するとともに、同目標を達成した後も更に2年以内再入率を低下させるためには、満期釈放者の再犯をいかに防ぐかが極めて重要である。

また、満期釈放者はもとより、刑事司法手続の入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。現在、再犯防止の取組を積極的に進める地方公共団体も増えつつあり、こうした動きを更に促進するためにも、推進計画に掲げられている地方公共団体との連携強化をより一層推進していく必要がある。

さらに、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現していくためには、国・地方公共団体との連携はもとより、民間協力者との連携協力が不可欠である。しかしながら、民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、財政上の問題から、本来、有意義な再犯防止活動が限定的な効果にとどまっている例も少なくないのが実情である。

そのため、「再犯防止推進計画加速化プラン」として、現下の課題に対応するため、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化、③民間協力者の活動の促進について、政府一丸となって、効果的な取組を積極的に進めていくこととする。

## 第2 再犯防止推進計画加速化プランの内容

### 1 満期釈放者対策の充実強化

#### (1) 現状と課題の解決に向けた方向性

満期釈放者の2年以内再入率が仮釈放者のそれと比較して高い背景として、刑事施設釈放後、仮釈放者は、保護観察を通じて、保護観察官等の指導監督を受けながら、個々の実情に応じた必要な支援に結びつける様々な援助を受ける機会があるのに対し、満期釈放者は、支援を受ける機会がより限定されていることが挙げられる。

また、受刑者が満期釈放となる背景として最も多いのは、社会復帰後の適当な帰住先が確保されないことであり、刑事施設において仮釈放の申出がなされなかった理由の約4割を住居調整不良が占めている。そして、満期釈放者の約4割が出所後、ネットカフェやビジネスホテルなど不安定な居住環境に身を置かざるを得ない状況にある。

さらに、満期釈放者の再犯率が高い背景としては、社会復帰後の安定した生活を送るために必要な支援を社会内で継続的に受けられていないことが挙げられる。

こうした課題を解決するため、刑事施設と保護観察所が緊密な連携を図りながら、刑事施設入所早期に行うニーズ把握から出所後の各種支援に至るまで、切れ目のない“息の長い”支援体制を構築することで、社会での適当な帰住先を確保した状態で社会復帰させるための施策の強化を図るとともに、満期釈放となった場合であっても、地域の支援につなげる仕組みを構築することが必要である。

#### (2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる(※)。

(※) 直近の5年間(平成25年から平成29年まで)に出所した満期釈放者の2年以内再入者数の平均は2,726人であることを踏まえ、これを基準として、令和4年までに、その2割以上を減少させ、2,000人以下とするものである。

#### (3) 成果目標の達成に向けた具体的な取組

##### ア 刑事施設入所早期からのニーズの把握と意欲の喚起

刑執行開始時調査等により刑事施設入所早期から受刑者個々の社会復帰に向けたニーズを把握するだけでなく、刑事施設在所期間中の様々な機会において、働き掛けや指導等を行い、社会復帰に向けた意欲を高める。

また、警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設と連携し、暴力団員の離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど、暴力団員の離脱に向けた働き掛けを行う。【法務省、警察庁、文部科学省】

#### **イ 生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用**

刑事施設と更生保護官署の連携の下、生活環境の調整を充実強化することにより、受刑者の帰住先の確保を促進するとともに、改善指導等の矯正処遇や就労支援を始めとする社会復帰支援を充実させ、悔悟の情や改善更生の意欲のある受刑者については、仮釈放を積極的に運用する。

【法務省】

#### **ウ 満期釈放者に対する受け皿等の確保**

釈放後の支援の必要性が高い満期釈放者について、生活環境の調整の結果に基づき、刑事施設、保護観察所、公共職業安定所、更生保護就労支援事業所、地域生活定着支援センター及び地方公共団体が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。また、居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討する。

さらに、暴力団離脱者については、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保に努める。【法務省、警察庁、厚生労働省、国土交通省】

#### **エ 満期釈放者の相談支援等の充実**

更生保護施設を退所した者に対する継続的な相談支援によるフォローアップを強化するとともに、就労支援又は居住支援と連携した満期釈放者に対する生活相談の在り方を検討する。

また、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員等に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修の充実を図る。

【法務省、警察庁、厚生労働省、国土交通省】

#### **オ 満期釈放者対策の充実に向けた体制の整備**

満期釈放者対策の充実を図るため、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の体制を強化する。【法務省、厚生労働省】

## 2 地方公共団体との連携強化の推進

### (1) 現状と課題の解決に向けた方向性

高齢、障害、生活困窮等の様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の再犯を防止し、その立ち直りを実現するためには、従来の刑務所等からの円滑な社会復帰を目的とした支援だけでは不十分であり、地方公共団体や民間団体等と刑事司法関係機関が分野を越えて連携する、切れ目のない“息の長い”支援が必要である。

政府においては、地域における再犯防止施策を促進するため、これまで地域再犯防止推進モデル事業を通じた地方公共団体における先進的な取組の創出・共有や、地方公共団体による再犯防止推進計画策定の参考となる各種統計データ・手引き等の基礎的資料の作成、様々な機会を捉えた説明の実施などの取組を進めてきた。

こうした中、一部の地方公共団体では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰や再犯防止にとどまらず、誰一人取り残さない「共生のまちづくり」の一環として、住民が犯罪の被害者とならない安全・安心で活力ある共生社会を実現する「更生支援」という理念の下、条例や地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定し、地方公共団体、関係機関、住民、民間団体等が主体となった取組が進められている。

また、矯正施設が所在する地方公共団体においては、矯正施設が有する人的・物的資源等を「地域の資源・強み」と捉えて、例えば、地域で担い手が減少している伝統工芸品の制作や災害発生時に地元の地方公共団体等との連絡体制の構築や避難場所の提供といった地域と連携した防災対策を推進するなど、再犯防止と地方創生を連携させながら、地域における取組を進めているところもある。

その一方で、本年10月1日現在、地方計画を策定した地方公共団体は、全国で22団体にとどまっており、再犯防止に向けた取組が全国で進んでいるとは必ずしもいいがたい状況にある。

また、地方公共団体からは、地域の取組が進みにくい事情として、複合的な課題を抱える犯罪をした者等を必要な支援につなぐコーディネーターとなる人材や必要な支援を提供できる民間団体等が地域にないこと、地域での受入れについて住民の理解を得られないなどの課題があることに加えて、再犯防止・更生支援の取組を地域で進めようとする地方公共団体に対する国からの支援が十分でないことなどが指摘されている。

犯罪をした者等の再犯防止・更生支援に不可欠な“息の長い”支援を、

地域で実現するためには、国、地方公共団体、民間団体が互いの本来の役割を踏まえつつ、それぞれの分野を越えて連携するための取組が不可欠である。

この点、再犯防止推進法においては、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとされている。国は、原則として刑事司法手続の範囲で、各種の社会復帰支援を実施する役割を有している。一方、地方公共団体は、刑事司法手続終了後も含め、犯罪をした者等のうち、保健医療・福祉サービスといった各種の行政サービスを必要とするもの、特に、こうしたサービスへのアクセスが困難であるものに対して適切にサービスを提供することはもとより、複合的な課題を抱えるものについては適当な行政サービスにつなげ、地域移行を図るなど、国と連携して“息の長い”支援を実施する役割を有している。

国と地方公共団体には、こうした本来の役割を踏まえ、垣根を越えて連携し、取組を進めることが求められている。

## (2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する。

## (3) 成果目標の達成に向けた具体的な取組

ア 地方公共団体が地方計画の策定や再犯防止施策を推進するために必要な各種統計情報を整備し、提供する。【法務省】

イ 地方公共団体や民間団体の好事例など、地域において再犯防止に取り組む上で参考となる情報を集約し、閲覧するなど、取組の横展開を図る仕組みを整備する。【法務省】

ウ 地方公共団体が効果的な再犯防止の実施体制を構築できるよう、必要な支援を実施する。【法務省、総務省】

## 3 民間協力者の活動の促進

### (1) 現状と課題の解決に向けた方向性

“息の長い”支援を実現するためには、更生保護ボランティアや少年警察ボランティア、更生保護法人、協力雇用主、教誨師や篤志面接委員といった、これまで長年に渡って犯罪をした者等の立ち直りを支援してきた民間協力者に加え、ダルク等の自助グループ、医療・保健・福祉関係等の民間団体、企業等は不可欠な存在であり、その活動を支援する必要がある。

取り分け、犯罪をした者等の立ち直りを支える保護司については、その活動を支援するため、地域の活動拠点である「更生保護サポートセンター」

が令和元年度末までに、全ての保護司会（886か所）で設置される予定であるとともに、平成31年3月には、平成26年に全国保護司連盟と共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を改訂し、保護司活動インターンシップ（地域住民等に対する保護司活動を体験する機会の提供）や保護司候補者検討協議会（地域の関係団体等が参加し、保護司候補者に関する必要な情報の収集及び交換を行うもの）を積極的に運用することとしている。

また、更生保護施設においては、被保護者の特性等を理解し信頼関係が構築されている更生保護施設職員が、退所後に生活相談等のため自ら更生保護施設を訪れて来る者に対して、その相談に応じる等の継続的な指導や援助を行うことにより、退所者の再犯を防止するフォローアップ事業を実施しているほか、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアは、地域の関係団体と連携しながら、保護観察処遇への協力や矯正施設への支援はもとより、近年は、子育て中の親子や高齢者、児童生徒等の支援として、「サロン」や「子ども食堂」の運営、「学習支援」などの取組を実施している。

このように、近年、民間協力者の求められる役割や活動範囲は大きく広がっており、それに伴い、国による一層効果的な支援が強く求められている。また、民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、財政上の問題から、地域における再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくないのが実情である。

こうした課題を解決するため、“息の長い”支援に取り組む民間協力者に対する継続的支援を強化するとともに、民間資金を活用して、民間協力者による活動のための財政基盤を整備していくことが必要である。

## （2）具体的な取組

ア 幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民から保護司の適任者を得られるよう、保護司活動インターンシップ及び保護司候補者検討協議会の取組を推進するとともに、保護司適任者確保に関する調査研究を踏まえた実効性のある対策を実施する。【法務省】

イ 更生保護就労支援事業や身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金等を活用した協力雇用主への継続的支援の強化や、犯罪をした者等を受け入れる農福連携等による立ち直りの取組を推進するとともに、刑務所出所者等が地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者である更生保護施設の体制整備を図り、更生保護施設の地域拠点機能を強化する。【法務省、農林水産省、厚生労働省】

- ウ ソーシャル・インパクト・ボンド等の成果連動型民間委託契約方式（PFS）の仕組みを通じ、社会的課題に取り組むNPO、民間企業・団体等と連携した効果的な再犯防止・立ち直りに向けた活動を推進する。【法務省、内閣府】
- エ 少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるほか、少年警察ボランティア等の活動を促進するため、研修の実施等支援の充実を図る。【警察庁】
- オ 保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主及び少年警察ボランティア等民間協力者の活動について、国民の理解と協力を得られるよう、新聞・テレビを始め、関係機関のウェブサイトやSNS等様々な媒体を通じた広報を充実強化するとともに、民間協力者によるクラウドファンディングや基金等の活用を促進する。【法務省、警察庁】